

「令和6年度定期監査の結果に関する報告」概要

《総括》

本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は26件でした。(昨年度は28件)

指摘及び指導事項の発生要因として、制度の理解不足、注意・チェック不足及び担当者任せによるものが多く見受けられました。

職場でのコミュニケーションを活性化するとともに、改めて業務を可視化し、事務処理手順を確認して情報共有するなど、組織としてチェック機能を高め、進捗管理に努めてください。

監査の概要

対象年度：令和5年度

対象機関：県の全354機関（一般会計・特別会計341機関、企業特別会計13機関）

重点監査：テーマ1 監査と内部統制の連携による不適切事案発生の防止について

テーマ2 公共工事におけるスライド条項の適用状況について

監査結果

1 指摘・指導・検討事項の件数

一般会計・特別会計において、指摘事項が2件、指導事項が22件、検討事項が1件ありました。

企業特別会計においては、指導事項が1件ありました。

改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

2 指摘事項（報告書16ページ参照）

(1) 公用車の不適切な管理（北アルプス農業農村支援センター）

自動車検査証（車検）及び自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の有効期限が過ぎた公用車1台について、期限後24日の間に12日、延べ13回運行に供していた。

(2) 生活保護業務における不適切な事務処理（伊那保健福祉事務所）

令和3年度及び令和4年度の生活保護業務において、不適切な事務処理により、生活保護費の過支給・支給遅延・未支給（支給不能）を生じさせた。(過支給：8世帯 7,502,241円、支給遅延：5世帯 282,194円、未支給（支給不能）：1世帯 18,488円)

3 指導事項（報告書17～23ページ参照）

区分	件数	延べ機関数	主な内容
収入事務	9	15	道路占用料・河川占用料の過徴収及び徴収不足、行政財産目的外使用許可の使用料の過徴収 ほか
契約事務	4	4	委託契約における消費税の不適切な取扱い ほか
支出事務	9	14	請負代金額の算出における不適切な事務処理、支出負担行為時における事前審査未実施 ほか
補助金事務	1	1	補助金の額の確定の遅延
計	23	34	

4 検討事項（報告書15及び24ページ参照）

区分	件数	延べ機関数	主な内容
支出事務	1	5	スライド条項のわかりやすいマニュアルの整備

意見

1 意見の状況（報告書9～10、15及び26～36ページ参照）

区 分	件数	主 な 内 容
重 点 監 査	2	テーマ1 不適切事案の行動計画策定の周知徹底 ほか テーマ2 スライド条項の適用時における適切な事務処理及び適正な請負代金による契約の締結 ほか
各 部 局 共 通	2	内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進 ほか
部 局 ご と	9	生活保護業務における不適切な事務処理、 「信州F・POWERプロジェクト」への対応 ほか
計	13	

2 主な意見

- (1) 監査と内部統制の連携による不適切事案発生の防止について（重点監査テーマ1）
- (ア) 前年度の定期監査の結果において指摘事項等とされた機関が、運用の手引において策定することとされている行動計画を策定するよう、周知徹底してください。
- (イ) 各機関の行動計画は、複数の事務に関して包括的に定められている場合が多く、個別の事務処理を行う際にリスクとして認識されていない事案が見受けられました。
- ついては、個別業務を行う担当者等の当事者が、リスク評価、行動計画の策定に関わり、各機関の実情に即したリスクを認識して、実行に移していくことが必要であると考えますので、組織として、また、担当者等の当事者が「自分ごと」として実践する職場風土の醸成が、一層図られるよう努めてください。
- (2) 内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進（各部局共通）
- 在宅勤務など働き方の多様化も進むなか、職場において積極的にコミュニケーションを図るとともに、改めて業務を可視化し、事務処理手順を確認して情報共有するなど、組織としてチェック機能を高め、進捗管理に努めてください。
- (3) 生活保護業務における不適切な事務処理（健康福祉部）
- 担当職員が必要性を認識しながら適切な事務処理を行わなかったことが主な原因ではありましたが、業務の進行管理など、組織的な取組が不十分であったことが、不適切な状態が長期化かつ拡大した要因と史料されます。
- 担当職員の仕事の進め方に加え、不適切事案の存在及び発生原因を一定程度認識しながら、早期かつ組織的に対処できなかった原因、課題等について地域福祉課と連携して把握・分析のうえ、有効な対策を実施し、再発防止に万全を期してください。
- (4) 「信州F・POWERプロジェクト」への対応（林務部）
- 当該プロジェクトの主要となる木材加工事業については、民事再生手続きを経て、令和6年4月以降新たな経営体制のもとで事業が継続されています。また発電事業については、今後新会社に事業譲渡され、これまで事業を担ってきた会社は特別清算を行う見込みとされているところです。
- 当該プロジェクトについては、平成25年の事業計画策定以来、関係者の尽力とともに、県が多額の補助金等を交付してきているところでもあり、安定的に事業が継続され、所期の目的に沿った成果に結びつくことが強く求められます。
- 今日の状況に至った経緯を踏まえ、関係者の取組を適切に支援することにより、所期の目的である森林資源の有効活用による、林業・木材産業の活性化等の実現のために取り組んでください。